

令和 5 年 12 月 1 日
日 本 銀 行

日・韓国間の
第 3 次二国間通貨スワップ取極の締結

令和 5 年 12 月 1 日、日本国財務大臣の代理人たる日本銀行と韓国銀行は、令和 5 年 6 月 29 日に開催された第 8 回日韓財務対話の合意に基づき、第 3 次二国間通貨スワップ取極を締結した。本取極は、日本及び韓国の当局が、相互に自国通貨と米ドルを交換することを可能とするものである。交換上限額は 100 億米ドルである。

日本及び韓国は、金融セーフティネット強化を目的とした本取極が、両国間における更なる金融協力の深化に資するとともに、アジア域内および国際的な金融安定に貢献することを期待する。

以 上